

待望の救急車を設置

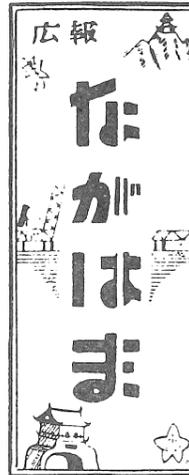
救急患者に限りません 規則決め活動開始



救急車の内容

車種は2,000cc、ライトバン。写真でごらんのように赤色回転灯や自動車の後方を照らすサーチライトのほか、ピーポーサイレンも備えつけてあります。また内部には担架、ベッド、救急道具、毛布、広報用マイクなども完備されています。購入費は109万円。

人口や産業などの過疎化とともに襲ってきた本町の医療危機に備えて、町では救急車を備えることにいたしました。正式名は患者輸送車（九月二十一日お目見え、同月二十六日から活動を開始しました。これによって、とくに診療所に常駐医師のいない白滝、櫛生、豊茂地区などにとっては、医療危機の解消に大きな期待が寄せられます。救急車は常時、役場に備えつけ専従職員二人とともに患者輸送の使命に備えています。利用のしかたや使用規則については、下表のとおりで、必ずこの条例や規則にもとづいて運用されます。このことを守っていただく条件、使用の範囲、使用料などがはつきりしています。かみ、よく読んで、よく確かめてから使用手続きをされるよう心がけてください。



発行所
長浜町役場
愛媛県喜多郡
印刷所愛媛協同印刷KK
9月末人口世帯数
人口14,348人
8月中の異動=転入 39 転出 75 出生 10 死亡 12 職権記載 3 職権消滅 0 =35人減
世帯数 3,823世帯
9月中の異動 =1世帯減
議会関係については2面に掲載

切り取ってよく見える所にはっておきましよう

救急車の業務を運営してゆくためには、いろいろのトラブルをおこさないためにも条例や規則が必要で、その条例を定めるためには、みなさんの代表である町議会の議決が必要で、それに基づいて町長が規則を定め、このようにして次のような救急車の運営規則ができております。この規則と条例を守って、可能なかぎりご活用ください。

使用できる条件

緊急を要する患者、つまり救急患者であること。
医師または警察官が患者の輸送を要請した場合。
医師や警察官の要請がなくても、事故などで早急に医師の処置が必要な患者の場合。

こんな場合はダメ

×精神病患者。
×死亡患者。医師が死亡しているか診断した患者。
×退院する場合。
×タクシーや自家用車などで

愛媛県内であること

病院または診療所までであること。



救急車 利用きそく

電話は五一〇一五二三番。
午前五時～午後十時までは一きけにつき四十円
午後十時～午前五時までは二きけにつき五十円
長浜町民以外の人は、町内の人の倍額

その他

患者を輸送する場合、症状を悪化させたり、または生命に危険をおよぼすと認められるときは、医師または看護婦が付き添うなど、慎重に取り扱うことになっております。患者を輸送する際、十分な予防措置をしたものでなければなりません。

開発日誌

9・9・15 町の森開 発課長、平田書記、第一科長産業立地課調査係長らと昭和電工の誘致企業調査のため、長野県、大町工場を視察。東京の大協石油K・K、新大協石油化学K・K、大成建設K・Kの三社、本町視察のため来町。
黒田沖理立てにともなう青島石材採取契約調印成立。東洋建設K・Kと長浜町漁協、臨海工業、臨海工業の視察研修旅行おこなう。
9・15 誘致企業地帯（茨木、鹿島、工業地帯、長野、大町工場、福井、美浜原子力発電所）の視察研修旅行おこなう。
10・14 黒田沖理立て開始。
10・15 流船（風せん）による気象調査行なう。

わが町の人口 14,031人
国勢調査で概数でる

昭和45年10月1日現在	5年前	昭和45年	5年前との比較
男	7,675人	6,551人	1,124人減
女	8,518人	7,480人	1,038人減
計	16,193人	14,031人	2,162人減

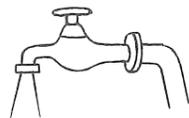
たの住むところへ必ず連れて行ってやってくれたい。そうではないと、登録あれども姿は見えず、まるであたは「のよう」な、という「のよう」な取り扱いは受けることになりまう。

公書の問題は今や天下の議論を一人占めしている。科学技術の進歩がこれほど早く、それがしかも素早く大量生産の過程に組み入れられれば、そのひずみの結果が公害となって現われるのも当然とうなずける。しかし物理的公害は人間の英知をもってすれば防ごうとは不可能ではあるまい。また、この日本の国には公害ど吹く風かという水清く空気も澄んだ過疎地帯も数多く存在しているのだから、絶望的な気分にならない。でもまだ救いは多いといえる。



その最大の被害者は老人であり、中高年の世の親たちである。救いもなく頼りもろい灰色の生活を人生の終りの部分に余儀なくされることは、なんともしも世の中が進歩したなどといえる筋合いのものではない。
老人ホームも必要かも知れないが、おのれを育ててくれた親は、子が面倒を見れば、人間と他の動物の区別がなくなってしまうのはなかるか。

での長浜町の財政



水道事業会計

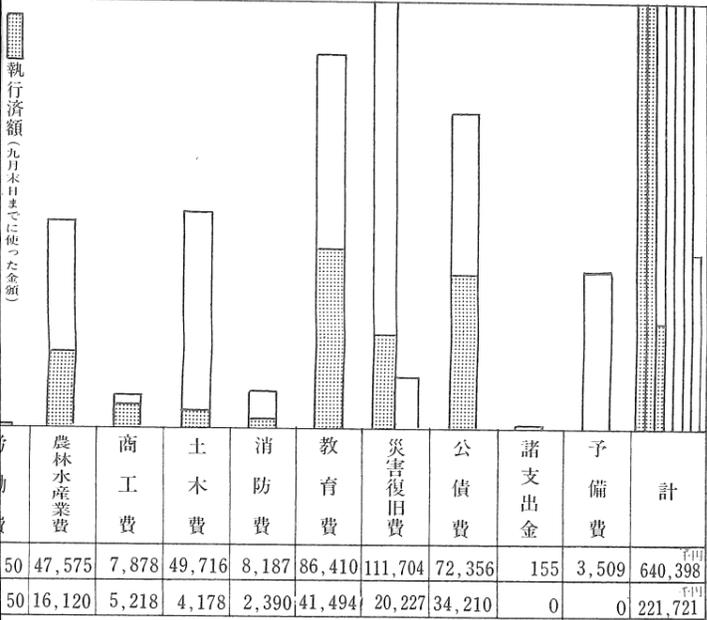
水道事業収益

科目	予 算	徴 収 額
給 水 収 益	20,404千円	9,311千円
受託工事収益	275	486
その他の営業収益	1,205	18
合 計	21,944千円	9,815千円

水道事業費用

営 業 費 用		
科目	予 算	支 出
原水および浄水費	5,768千円	2,217千円
配水および給水費	1,610	849
受託工事費	245	510
総 係 費	3,588	1,427
繰 出 金	150	0
減 価 償 却 費	3,041	0
小 計	14,402	5,003
営 業 外 費 用		
営業外費用	7,523千円	3,676千円
小 計	7,523千円	3,676千円
合 計	21,925千円	8,679千円

歳 (出すお金) 出



青島航路

予算額 8,070千円
 収入済額 1,127千円(14.0%)
 支出済額 4,660千円(57.7%)

農業共済事業

予算額 9,096千円
 収入済額 3,020千円(33.2%)
 支出済額 3,107千円(34.1%)



公債費

区 別	借入先数	現 在 額	1世帯当り額	1人当り額
一般会計	普通債	24 424,445,288	111,024	29,582
	災害債	6 34,635,301	9,060	2,414
上水道特別会計	上水道	3 92,261,444	24,133	6,430
	簡易水道	2 13,802,191	3,610	962
港湾特別会計	1	14,257,549	3,730	994
計	36	579,401,773	151,557	40,382

復旧費に二千三百万円補正

議長、副議長かわる

十月七日、定例町議会が開かれました。この日の議会で、一般会計の補正予算をはじめ患者輸送車の使用条例、十号台風の被害者にたいして町税の減額や免除をすることなど十議案が原案どおり決まりました。

また、申し合わせ任期満了にともなう村本議長、二宮副議長の辞任で、新しい議長に一宮 泰忠氏(戒川)副議長に山下清雄氏(上老松)が決まりました。このほか、みなさんから提出された陳情書三件も採択されました。

この議会で決まったことのおおむねは次のとおりです。

一般会計に四千八百万円を追加

このうち約半分の二千三百九十万円は十号台風の災害復旧費であり、被害を受けた道路や橋などの公共土木施設、加世農道を中心に農林水産業施設、柴小中学校を主に文教厚生施設、大和保育所などを主に町の施設などをそれぞれ復旧してゆくことになりました。



議 会



山下清雄副議長



一宮 泰忠議長

町税を減額免除

10号台風被害者に

● 主要な構造部分が、いちじるしく損傷し、大修理を必要とする場合、しかもその家屋の価格の十分の六以上のねうちを失った場合……十分の八

● 屋根、内壁、外壁、建具などに損傷を受け、きわめて住んだり使ったりしにくくなった場合、しかも、その家屋の価格の十分の四以上十分の六までのねうちを失った場合……十分の六

● 下壁、タタミなどに損傷を受け、住んだり使ったりできなくなつて修理または取替えをしなければならぬ場合、しかも、その家屋の価格の十分の二以上十分の四までのねうちを失った場合……十分の四

● 昭和三十年から昭和四十年の間に行なわれた国勢調査の結果十割以上の人口減少地区は、このほど国から過疎地域用の指定を受けました。もちろん長浜町もその中に含まれています。

この過疎地域の指定地区にたいし、このたび国から地域発展策として過疎債といわれる大変条件の良い方法でお金が借りられる制度ができましたので、国の方針にかなつた振興計画を立てたものです。計画案を見てみますと……

- 道路の舗装改良、新設、有線放送施設の改善、危険校舎の改築、教員住宅の新築、未設置公民館の建設、児童館の建設老人ホーム増設、老人福祉センターの建設、同和地区生活改善集会所の建設、母子センター建設、上下水道の未整備地区の解消、大型ゴミ焼却場建設、消防ポンプ車購入、水槽の設置などのほか、農林水産業その他産業振興では、みかん選果場加工場の設置、漁港整備、遊魚センター建設、魚礁設置、観光道路建設、アーケード建設、河川土木砂防、河川改良など広範にわたつて基

過疎地域振興5カ年計画案まとまる

● 年間所得額が百万円以下の方で被害が……十分の三以上十分の五までの場合……十分の五

● 年間所得額が百万円以下の方で被害が……十分の三以上十分の五までの場合……十分の五

● 年間所得額が百万円以下の方で被害が……十分の三以上十分の五までの場合……十分の五

町税を減額・免除

● 10号台風被害者に

● 八月の十号台風で被害を受けた方には、ことし八月以降の町民税、固定資産税を次のように軽くしたり、または免除することになり、または免除することになりました。

町民税を減免する条件と減免額

● 被害面積がその土地の面積の……

- ① 十分の八以上……全額
- ② 十分の六以上……十分の八
- ③ 十分の四以上……十分の四

固定資産税を減免する条件と減免額

● 被害面積がその土地の面積の……

- ① 十分の八以上……全額
- ② 十分の六以上……十分の八
- ③ 十分の四以上……十分の四

救急車(患者輸送車)の使用条

● 救急車(患者輸送車)の使用条

送車)の使用条

● 送車)の使用条

